次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意すの相手方の候補者とする手続き(以下「企画競争(公募型プロポーザル方式)」という。)を実施する。 随意契約

令和5年12月12日

北海道立札幌高等技術専門学院長

- 企画競争(公募型プロポーザル方式)に付す事項 1
 - (1) 事業名 離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練の実施
 - (2) 訓練科目
 - (3) 実施地 別紙「令和6年度委託訓練一覧表(4~8月)企画競争」のとおり
 - (4) 訓練内容 ※ ただし、予算の範囲内で、当該委託期間を変更することがあり得る。
 - (5) 委託期間
- 2 企画競争(公募型プロポーザル方式)に参加する者に必要な資格
 - 次のいずれにも該当すること。 (1) 道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」等を含む。)若しくは道内に住 所を有する個人であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でな
 - (3) 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
 - (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461号)第2第1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経 過しているこ
 - (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。 (6) 暴力団関係事業者等でないこと。

 - (6) 素力回 関係事業有等でないこと。 (7) 道税及び消費税を滞納している者でないこと。 (8) 次に揚げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く) ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出 イ 厚生年金米(関本 昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

 - 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

 - (9) 過去に委託訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。 (10)過去に委託訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過してい

企画提案書募集要領及び指示書の交付方法 北海道立札幌高等技術専門学院ホームページからダウンロード 交付期間 令和5年12月12日(火)から令和6年1月12日(金)まで 北海道立札幌高等技術専門学院ホームページのURL <u>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/</u>

- 説明会
 - 令和5年12月25日(月) 午後1時30分から 札幌市東区北27条東16丁目1番1号 (1) 目時
 - (2) 場所 北海道立札幌高等技術専門学院 会議室

企画提案書募集要領及び指示書の説明を行う。 説明会への出席を希望する場合は、別紙申込書を令和5年12月21日(木)までに提出して (3) 内容 【注】 ください。なお、説明会で上記3の資料は交付しませんので、ホームページからダウンロードしてご持参ください。

企画提案書の提出

企画競争(公募型プロポーザル方式)に参加しようとする者は、次に定めるところにより企画提案書を提出しなければならない。

- 令和6年1月12日(金) 午後5時00分[必着] 〒065-0027 札幌市東区北27条東16丁目1番1号 北海道立札幌高等技術専門学院 能力開発総合センタ (1) 提出期限 (2) 提出場所 能力開発総合センター
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、簡易書留郵便による。)
- 企画提案書の無効

企画競争(公募型プロポーザル方式)の参加資格を有しない者が提出した企画提案書は無効とする。

- 最良の企画提案をした者の選定方法 あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者 (以下「特定者」という。)を選定する。
- 特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。
- 企画競争(公募型プロポーザル方式)に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 北海道立札幌高等技術専門学院 能力開発総合センター (担当: 東野) 札幌市東区北27条東16丁目1番1号 (1) 名 称
 - (2) 所在地
 - (3) 電 $0\ 1\ 1-7\ 8\ 1-7\ 1\ 9\ 2$
- 10 その他
 - (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。 (2) 審査結果及び特定者名(契約候補者名)は、公表する。 (3) 詳細は企画提案書募集要領及び指示書による。